村上市子ども読書活動推進計画

村上市教育委員会

平成 28 年3月

目　　次

第１章　村上市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

１　はじめに　・・・・・　１
２　計画策定の目的　・・・・・　５
３　計画の対象と期間　・・・・・　５
４　基本方針　・・・・・　５

第２章　子どもの読書活動推進のための方策

１　家庭における子ども読書活動の推進　・・・・・　６
２　地域における子ども読書活動の推進　・・・・・　８
３　保育園・幼稚園における読書活動の推進　・・・・・　９
４　学校における読書活動の推進　・・・・・１０
５　図書館における読書活動の推進　・・・・・１２

【参考資料】
〇アンケート結果　・・・・・１５
〇子どもの読書活動の推進に関する法律　・・・・・２７
〇文字・活字文化振興法　・・・・・２９

第１章　村上市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

１　はじめに

人の一生はそれぞれにかけがえのないひとつの物語であり、だれもが自分という物語の主人公を生きているといわれる。また、その物語を通して、「自分の宝探しの旅」を進めているのかもしれない。宝探しの旅を進めるに当たり、どの子にも、いろいろなものにチャレンジできる時間と自分の中に秘められた才能が与えられている。ただ、それがどんな才能か、いつ開花するかは誰にもわからない。

＜子供たちには／ありったけの物語を話して聞かせよう／やがてどんな物語でも／ドッジボールのように受け止められるように＞　著　茨木のり子『おんなのことば』より

できるならば、宝探しの旅を続けている子どもに灯を与えたい。『ありたっけの物語を話して聞かせ』、喜びだけでなく、悲しみや苦しみ、不安をしっかりと受け止められるように。

村上市教育委員会では、子どもたちが、自ら考え、判断し、さまざまな問題を解決して、未来をたくましく切り拓いていく活力の源となる読書活動の環境づくりを推進するために「村上市子ども読書活動推進計画」を策定した。具体的には（１）地域社会全体での取組の推進、（２）子どもが読書に親しむ機会の提供と環境づくり、（３）子どもの読書活動の意義や重要性の普及、この三点を柱として進めることとしている。

この計画には、小さいときは生の声から物語の世界に浸り、やがて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけてほしい、市民全体が読書活動に関心をもち、暮らしの中に、家庭での読書＝「うちどく」を取り入れるなどして心豊かになってほしいという思いが込められている。

今後はこの計画に基づき、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書習慣の向上につながる施策を実施する。市民の皆様並びに関係機関の皆様の一層のご理解とご協力をお願いしたい。

結びに、本計画のためにアンケートにご協力いただいた皆様、関係各位に心からの感謝を申し上げたい。

平成２８年３月

村上市教育委員会
教育長　圓　山　文　堯

■計画策定の背景

＜国・県の動向＞

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めることにより、国は、子どもの読書活動の推進に関して国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。

平成25年、第三次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、新潟県では、平成21年に第二次計画が策定されています。

県内各市町村においても主体的に策定することを期待されています。

＜村上市の現状と課題＞

本市では、保育園・学校・公民館等においてそれぞれ読書活動に関する事業を実施しています。

図書館は、村上地区にある中央図書館を中心に、各地区に1館ずつ4地区図書館（室）が設置されていますが、広い面積を有する本市においては、子どもが歩いていける距離に図書館がある環境は、わずかな地域に限られているのが現状です。

名　称	所在地
村上市立中央図書館	田端町4番25号（村上市教育情報センター内）
朝日図書館	岩沢5668番地（村上市総合文化会館内）
荒川図書室	羽ヶ榎104番地25（荒川地区公民館内）
神林図書室	岩船駅前63番地（神林農村環境改善センター内）
山北図書室	府屋177番地1（さんぽく会館内）

このような現状のなか、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域社会が連携して、子どもの読書活動を推進する環境を整備することが課題となっています。

本計画の策定にあたって、読書に関する現状を把握するためアンケート調査を実施しました。考察は次のとおりです。（詳細は付属参考資料参照）

【調査対象】
①学校図書館
②保育園に通う４歳児の保護者
③小学校４年生
④中学校２年生
【実施期間】
平成 26 年１０月

（１）読書の必要性について

４ 歳児の保護者を対象にしたアンケート調査によれば、保護者の９割が、子どもに読書が必要だと考えており、４ 歳児の８割が本に興味があると答えています。また、小学生と中学生も９割が、人生において読書が大切であると考えていることがわかりました。

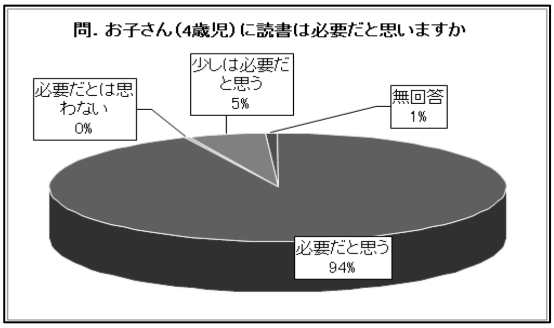

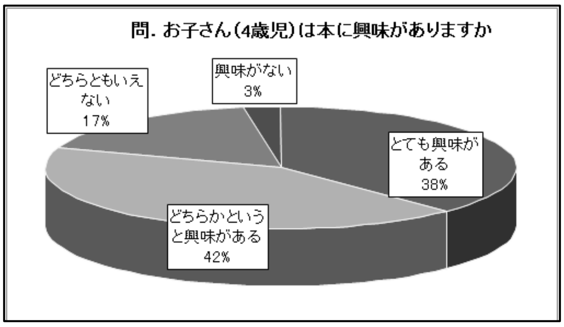

保育園に通う４歳児の保護者向けアンケート

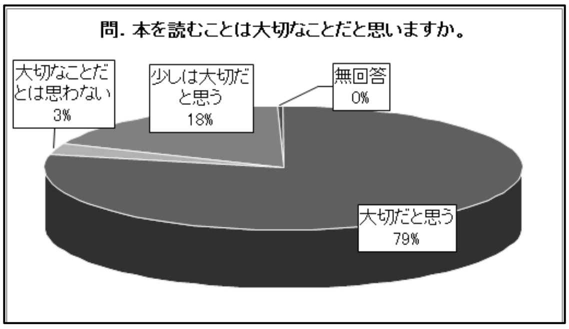

小学校４年生向けアンケート

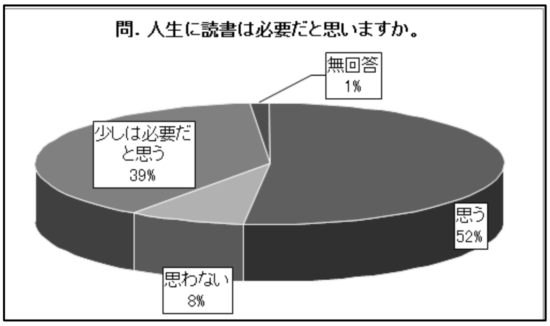

中学校２年生向けアンケート

（２）本との出会い方について

いずれの年齢においても、子どもたちは本を読むことが好きなことがわかりました。

保育園・学校図書館・公共図書館など、子どもたちが身近な場所で本を手に取りやすいように環境整備して、子どもの読書習慣を継続させることが大切です。

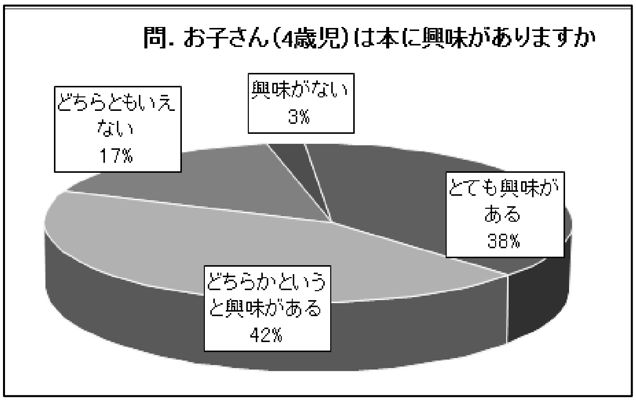

保育園に通う４歳児の保護者向けアンケート

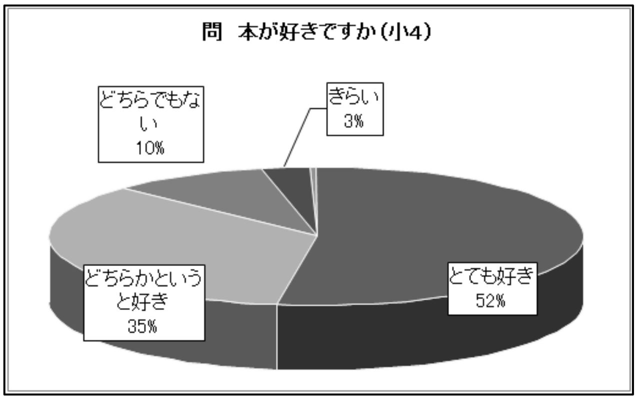

小学校４年生向けアンケート

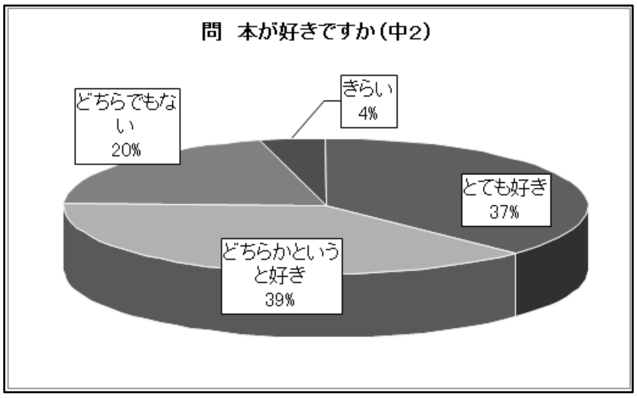

中学校２年生向けアンケート

２　計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。特に、社会が変化し複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

子どもたちが、自ら考え、判断し、さまざまな問題を解決して、未来をたくましく切り拓いていく活力の源となる読書活動の環境づくりを、地域全体で積極的に推進するため、この計画を策定しました。

３　計画の対象と期間

（１）対象・・・18 歳まで
（２）期間・・・５年（平成２８年度～平成 32 年度）

４　基本方針

これからの社会を担う子どもたちにとって、読書活動は、読解力や想像力など生きる基礎力を養うとともに、自ら考え、自ら行動し、社会的活動に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な意義をもちます。

このような読書活動の重要性を踏まえ、次の３点を基本方針として、子どもの自主的な読書活動を推進します。

（１）地域社会全体での取り組みの推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、保育園・幼稚園、学校、図書館が、それぞれ担うべき役割を明確にし、互いに連携・協力した取組を推進します。

（２）子どもが読書に親しむ機会の提供と環境づくり

子どもが、乳幼児期から発達段階に応じて、家庭、地域、保育園・幼稚園、学校、図書館において読書に親しむ機会の提供や、環境の整備充実に努めます。

（３）子どもの読書活動の意義や重要性の普及

子どもたちが自主的な読書習慣を身に付けていく上で、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。社会全体で読書活動を推進するため周知・啓発を図ります。

第２章　子どもの読書活動推進のための方策

１　家庭における子ども読書活動の推進

子どもの読書習慣は、毎日の生活の中でつくられます。家庭は、子どもが最初に読書にふれあう場所であり、日常的に本と親しむ場所です。

最も身近な存在である保護者が、子どもに絵本を読み聞かせたり、本を通して子どもに語りかけるなど、子どもとともに本に親しむことが大切です。

図書館に出向いたり、日常的に読書の時間を設けるなど、家族で読書の習慣付けの工夫をして、子どもが読書に親しむきっかけをつくりましょう。

【課題】

アンケート調査によれば、読書を大切だと考える保護者はとても多いことがうかがわれますが、一方で保護者の価値観の多様化や、様々な情報メディアの浸透により、読書に親しむ機会は減ってきています。

また、幼い子どもが自ら選ぶ本ばかりに偏っていては本当の楽しみ方が伝わりづらいため、絵本の選び方も大事な要素の一つになります。

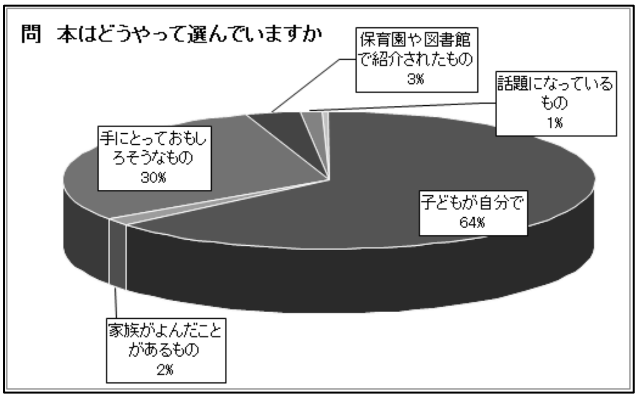

保育園に通う４歳児の保護者向けアンケート

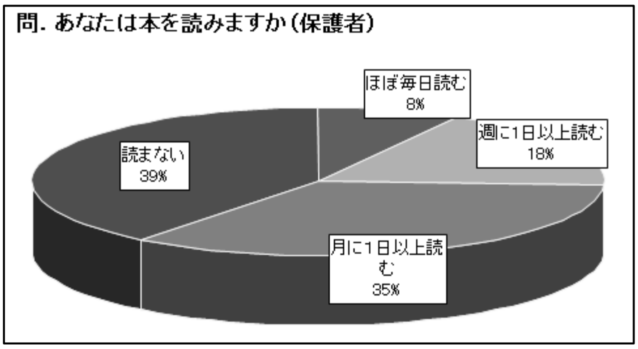

保育園に通う４歳児の保護者向けアンケート

<家庭での取組み>

○「うちどく」のすすめ

暮らしの中に読書の時間や、読み聞かせをする時間を設けるなど、家族で本に親しむことが大切です。家庭での読書＝「うちどく」が家族のコミュニケーションをつくるきっかけとなり、これを習慣化することで、子どもが、人として生きていくうえで欠かすことのできない学力を、楽しみながら培うことができると言われています。家族全員で読書を楽しみましょう。

○本のある環境づくり

家庭の中に本がある環境をつくることが大切です。家の中で、家族が集まるスペースに「本の場所」を決めて、図書館や保育園から本を借りるなどし、家族がいつでも本を読める環境をつくりましょう。

また、図書館や地域の事業に参加して、子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方について情報を得ることが望まれます。

<市の取組み>

○ブックスタート事業の実施　（社会教育推進室）

乳児期からの読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらうため、読み聞かせの方法や意義などを説明して、絵本をプレゼントします。【乳児検診時】

○子育て支援センターにおける読書支援活動　（子育て支援室）

図書館やボランティアと連携して、乳幼児やその保護者に向けた読み聞かせの実施や、本が子どもの身近にある環境を整えます。

○図書館における読書支援活動　（図書館）

子どもの発達段階に沿ったブックリストを作成して、保護者の本選びを支援するなど、「うちどく」を奨励します。

また、ボランティアと連携して、定期的に読み聞かせの会を開催し、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。

２　地域における子ども読書活動の推進

子どもがどこでも本に親しめる環境にするため、地域の図書館、図書室をはじめとし、子育て支援センターや児童館・学童保育所などの子ども関連施設の環境づくりが大切です。子どもたちが身近に読書を親しめる環境づくりに努めます。

＜市の取組み＞

○図書館の充実　　（図書館、公民館）

・市内の図書館・図書室において、絵本や児童書を充実させ、保護者が子どもを連れて来館しやすいように環境を整えます。

・どの地区に住んでいる子どもでも、身近な図書館・図書室で手にとって本を選ぶことができるように、市内全館に良い児童書を配置します。

・図書館から遠くに住んでいる子どもたちが、本を借りることができるよう、移動図書館車の定期巡回を実施します。

・子育て支援センターや保育園、学校図書館などに向けた定期的な本の貸出を実施して、子どもの身近な場所に本のある環境を整えます。

○子どもと本を結ぶ事業の開催　　（図書館、公民館）

ボランティアと連携しながら、公民館・放課後子ども教室などで、子どもや保護者を対象におはなし会などを開催し、それぞれの特色を活かしながら、子どもに本の楽しさを伝えるように努めます。

○ボランティアの養成　　（公民館）

地区や小学校において、読み聞かせなどの読書イベントが長年にわたってボランティア団体の協力により開催されています。

各所において、身近な大人による読み聞かせを、子どもたちが聞くことができるように、読み聞かせボランティアの養成講座を実施します。

３　保育園・幼稚園における読書活動の推進

幼児期は、人間形成の基礎を培っていくための大切な時期です。絵本の読み聞かせや読書体験を通し、好奇心や探究心を高め、豊かな感性をはぐぐむための環境づくりが必要です。

この時期に必要な絵本と出会うことができるよう、保育士や幼稚園教諭が絵本に関する知識を深め、子どもの年齢や発達、興味に沿った絵本を選定できる力をつけていくことが求められます。

○保育園・幼稚園における読書支援活動

子どもたちが読書の楽しさを体感できるよう、日常的な読み聞かせの実施や、「たより」などを通して、保護者への啓発や情報提供に努めます。

○本のある環境づくり

アンケート調査から、本の入手方法として保育園から借りる人は３割を超えることからも、子どもに身近な保育園・幼稚園において、図書館サービスの活用も含めて、本のある環境を充実させるように努めます。

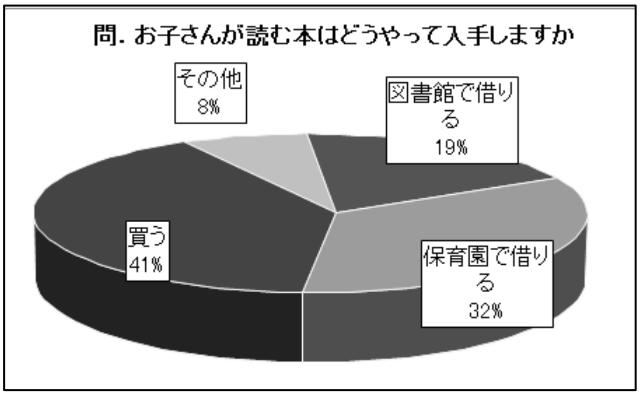

保育園に通う４歳児の保護者向けアンケート

○保育士・幼稚園教諭の研修会への参加

保育士や幼稚園教諭等が、絵本についての理解を深めるために、資質向上を目的とした研修への参加に努めます。

○図書館サービスの活用

「団体貸出」や「図書館見学」などの市立図書館のサービスを利用し、読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

４　学校における読書活動の推進

小学校・中学校は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける大切な時期であり、子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。

新学習指導要領に、「学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあります。

学校図書館を中心とした読書指導により、読書の習慣づけを図ることが期待されます。

学校図書館基準の原則に、「学校図書館に必要な三大要素は、学校司書、図書、図書館施設」とされており、平成２６年６月には学校図書館法が改正され、学校司書法制化が実現しています。

本市においては、学校図書館の専門職員が配置されていないことから、図書館の環境整備が思うように進んでいないのが現状です。学校図書館ボランティアと連携できるよう、専門の職員配置が強く望まれます。

〇読書活動の推進

子どもが読書の楽しさを知り、自主的な読書につながっていくよう、児童生徒が興味関心のある本を読む「朝読書」や「校内読書週間」など、学校のさまざまな場面で、魅力ある読書活動を展開します。

〇読書環境の整備

アンケート調査から、児童生徒が学校図書館の利用に際し、蔵書の充実と配架のわかりやすさを求めていることがわかりました。

学校図書館図書標準を達成し、計画的に蔵書の更新を図ることで、新鮮な蔵書の整備に努めます。

また、児童生徒が利用しやすい魅力ある学校図書館の環境づくりに努めます。

本市の小・中学校には専門職員が配置されていないことから、一般教諭が学校図書館の運営を行っています。さらには、クラス担任と兼務している学校がほとんどであり、学校図書館の運営に思うように手が回らないのが現状です。

学校図書館の利用は、児童生徒の自由な読書を保障するものであると同時に、授業での活用が有効であることからも、市内すべての学校に専門職員の配置が強く望まれます。

〇学校図書館活用の推進

アンケート結果から、市内の小・中学校のほぼすべてが、授業で学校図書館を利用しています。

学校図書館では、授業の理解を深めるために、子どもが求める情報を紹介できる案内人がいることが望まれています。

学校の図書館は、どの子どもでも自ら行くことのできる図書館であることからも、専門員を配置するなど、子どもの知的好奇心に応えられる体制づくりに努めます。

〇司書教諭等の研修

各学校の図書館教育を担当する教諭同士が、読書指導について情報を共有し、公共図書館で実施される相談会の利用など、積極的に研修に参加するよう努めます。

〇家庭への啓発

小学４年生へのアンケート結果によれば、本が好きな子の割合が８７％であるにもかかわらず、「本を買ってもらわない」児童の割合が１４％でした。また、公共図書館を利用しない理由に「図書館に連れて行ってくれる人がいないから」と答えた児童の割合が３５％でした。

このことからわかるように、子どもの読書のためには、保護者の支援が必要不可欠です。

読書の大切さや図書館利用のすすめなど、保護者への啓発や情報提供に努めます。

５　図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもだけでなく、保護者など大人への啓発、学校等への支援、公民館等との連携など、地域において子どもの読書活動を進める拠点となる施設です。

〇図書館

あらゆる年代の子どもたちが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選ぶことができるように、それぞれの年代に合った資料の充実を図ります。

発達段階別にブックリストを作成したり、さまざまな機会で本を紹介するコーナーを設置したりするなど、本選びを支援して、「うちどく」を奨励します。

学年が進むにつれ、読書離れする傾向にあることから、児童書から一般書へとスムーズに移行していけるよう、１０代向けのコーナー「ティーンズコーナー」を設置し、定期的に１０代に向けた読書情報紙を発行して、読書啓発に努めます。

また、読書の楽しみや喜びを知ることができるようなイベントを開催して、家庭での読書活動のきっかけをつくります。

〇移動図書館車の定期運行

移動図書館車で、各地区集落へ定期的に出向くことで、直接図書館に来ることが困難な子どもたちの本選びを支援します。

〇学校や保育園などへの支援

要請訪問による読み聞かせやブックトーク、団体貸出、図書館見学、職場体験の受け入れなど、学校での読書活動を支援します。また、要請により、学校図書館の環境づくりを支援します。

〇ボランティア

公民館等と連携して、ボランティアの養成や支援を行います。また、ボランティアが自立した団体として公民館等で活動できる場を提供します。

〇職員研修

児童書の選書、読み聞かせやブックトークなど児童サービスに関する研修に参加し、0 歳から 18 歳までの幅広い年齢層のニーズに応えるよう努めます。

また、図書館職員は、子どもの読書活動に関する様々な相談や指導への対応など、極めて重要な役割を果たすことから、人員の適正配置に努めます。

６　数値目標

本計画のなかで数値化できる取組について、目標年度における数値目標を設定します。

	目標項目	現状 （平成２６年度）	目標 （平成 32 年度）
1	図書館利用者カード １８歳以下の登録率	＜登録者数 3,809 名＞ 41%	５０%
2	本が好きな子どもの割合 （小学４年生、中学２年生）	小学生　８７% 中学生　７６%	小学生　１００% 中学生　１００%
3	本を週の半分以上読む割合	小学生　７９% 中学生　６３%	小学生　１００% 中学生　１００%

＊平成２７年3月３１日現在：１８歳以下の市民の人数・・・９，２５０名

【参　考　資　料】

〇アンケート結果

〇子どもの読書活動の推進に関する法律

〇文字・活字文化振興法

「村上市子ども読書活動推進計画」策定のための
アンケート調査回答集計

【対象】
①学校図書館

②保育園に通う４歳児の保護者

③小学校４年生

④中学校２年生

【実施期間】
平成２６年１０月

【学校図書室へのアンケート　回答集計】

■小学校：２０校
■中学校：８校

問１．学校図書室の蔵書数
問２．昨年度受入れ冊数

	蔵書冊数	昨年度受入れ冊数
小学校		
村上小学校	16,096	329
村上南小学校	16,677	235
岩船小学校	12,082	291
瀬波小学校	14,530	294
山辺里小学校	9,035	458
上海府小学校	7,071	43
保内小学校	10,416	292
金屋小学校	20,058	102
平林小学校	5,071	140
砂山小学校	6,450	102
神納小学校	5,092	118
神納東小学校	5,853	151
西神納小学校	7,397	249
小川小学校	4,132	98
三面小学校	5,745	160
朝日みどり小学校	9,625	136
猿沢小学校	6,252	505
塩野町小学校	4,137	135
さんぽく南小学校	9,288	102
さんぽく北小学校	16,315	200
中学校		
村上第一中学校	13,200	224
村上東中学校	11,598	362
岩船中学校	不明	117
荒川中学校	11,584	474
平林中学校	6,452	155
神納中学校	5,891	457
朝日中学校	16,399	287
山北中学校	不明	不明

問３．蔵書の除籍処理は実施していますか。

	小学校	中学校
①していない	5	3
②数年おきに実施する	12	4
③毎年実施する	3	0
④無回答	0	1

問４．学校図書室の環境整備に必要なものはなんですか。（複数回答あり。すべて有効とした）

	小学校	中学校
①図書資料	8	1
②図書専任の職員	15	7
③その他	3	0
④無回答	1	0

■その他の内容

・データベース化

・担当者の図書館整備に当てられる時間

・机、イス等の使いよさ

・豊かな蔵書

問５．学校図書室の本を授業で使用する際に、役立っていると思っていますか。

	小学校	中学校
①とても役立っている	3	2
②まあまあ役立っている	8	1
③使っているが物足りない	9	2
④役に立たない	0	1
⑤使わないのでわからない	0	2

問６．問５で③④⑤を選んだ理由（複数回答あり。すべて有効とした）

	小学校	中学校
①授業に使える資料がない	2	1
②資料が古い	5	2
③冊数が足りない	8	2
④資料はあるが破損している	1	1
⑤インターネットなど図書館資料以外のものを使用している	5	3

問７．図書館の蔵書管理（選書、受入、台帳整理、除籍）をする担当者の職種はなんですか。

	小学校	中学校
①教務主任	0	0
②一般教諭（クラス担当有）	19	7
③一般教諭（クラス担当無）	1	1
④その他	0	0

問８．児童生徒が図書室を利用できるのはいつですか。（複数回答可）

	小学校	中学校
①登校後すぐ	7	0
②昼休み	14	7
③放課後	1	0
④いつでも	7	1
⑤その他	4	0

■その他の内容

・授業中

・20分休み

・業間休み

問９．ボランティアが活動している学校にお尋ねします。ボランティアの活動内容はなんですか。
（複数回答可）

	小学校	中学校
①書架整理	8	0
②本の修理	8	0
③本の貸出	0	0
④図書室の飾りつけ	4	0
⑤図書原簿の整理	1	0
⑥その他（読み聞かせ）	3	0

問１０．その他自由にご記入ください。

（小学校）

・図書専任職員を他校と兼任でもいいのでいると環境が整う。
学担ばかりではより良い環境つくりは難しい。

・データベース化を希望する。

（中学校）

・各校に専任の図書室担当を置くと、すべては前へ進むと思う。教諭では手が回らない。
（クラス、部活、行事、採点、生活指導、不登校対応など）

・将来的には資料検索をコンピュータでできるようになると利用しやすい。

・週１の兼務でもいいので、図書専任の人がいると助かる。
一般教諭が授業の合間では間に合わない。

【保育園に通う４歳児の保護者向けアンケート　回答集計】

■配布数：３２６枚
■回収数：２３７枚
■回収率：７２．７％

問１．あなたのお子さん（４歳児）は本に興味がありますか

	計	
①とても興味がある	89	37.6%
②どちらかというと興味がある	101	42.6%
③どちらともいえない	41	17.3%
④興味がない	6	2.5%

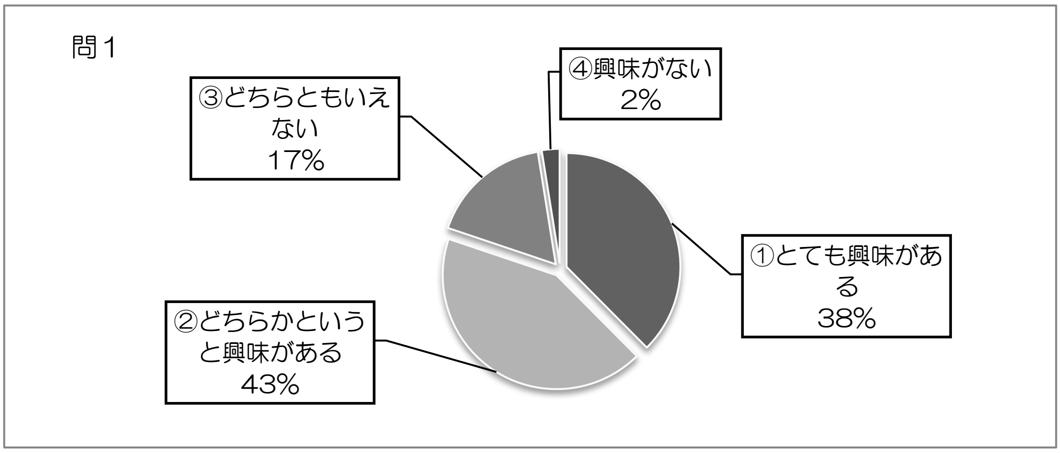

問２．お子さんが本を読む時はどんな時ですか。

	計	
①家族が読んであげる時	115	48.5%
②自分で読んでいる時	118	49.8%
③読み聞かせを聞きに行く時	2	0.8%
④本と接する機会はない	2	0.8%
⑤その他	0	0.0%

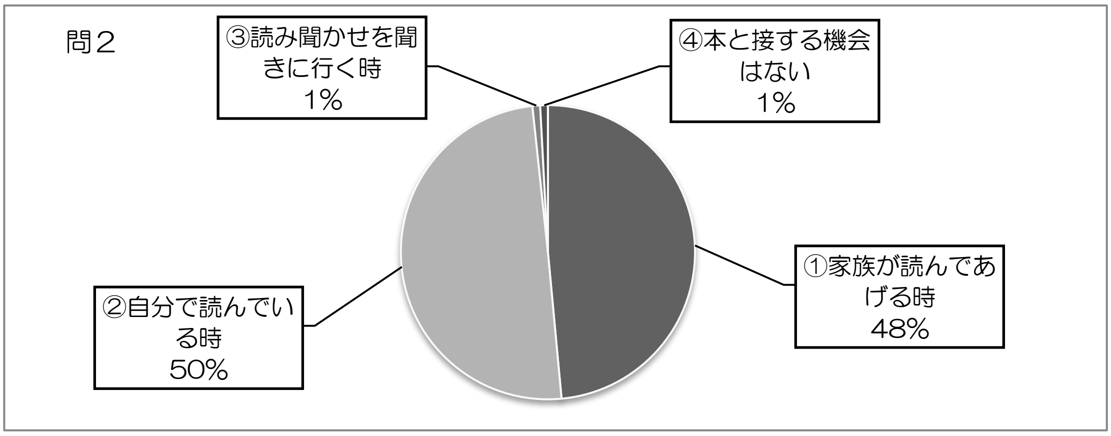

問３．お子さんが読む本はどうやって入手しますか

	計	
①市立図書館で借りる	45	19.0%
②保育園で借りる	75	31.6%
③友達から借りる	0	0.0%
④買う	98	41.4%
⑤読まない	0	0.0%
⑥その他	19	8.0%

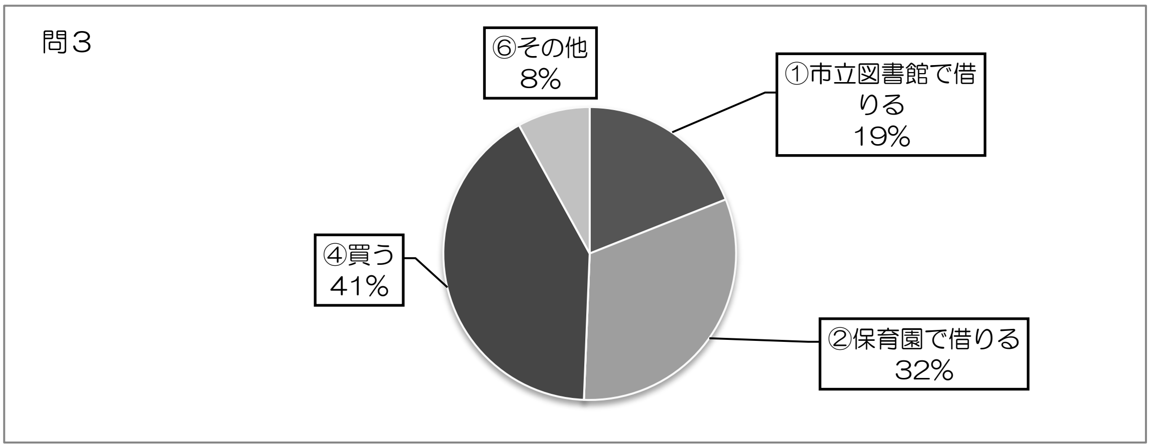

問４．お子さんが読む本はどうやって選んでいますか

	計	
①子どもが自分で	151	63.7%
②家族がよんだことがあるもの	4	1.7%
③手にとっておもしろそうなもの	70	29.5%
④保育園や図書館で紹介されたもの	8	3.4%
⑤各種メディアで話題になっているもの	3	1.3%
⑥図書館内及び書店でおすすめ本のポップをみて	1	0.4%

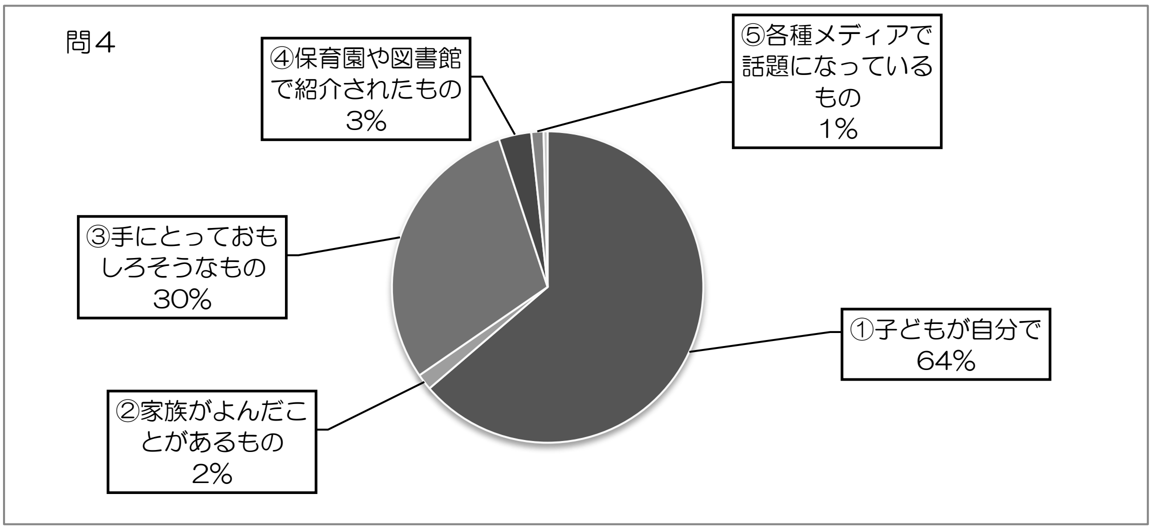

問５．お子さんに読書は必要だと思いますか

	計	
①必要だと思う	221	93.2%
②必要だとは思わない	1	0.4%
③少しは必要だと思う	13	5.5%
④無回答	2	0.8%

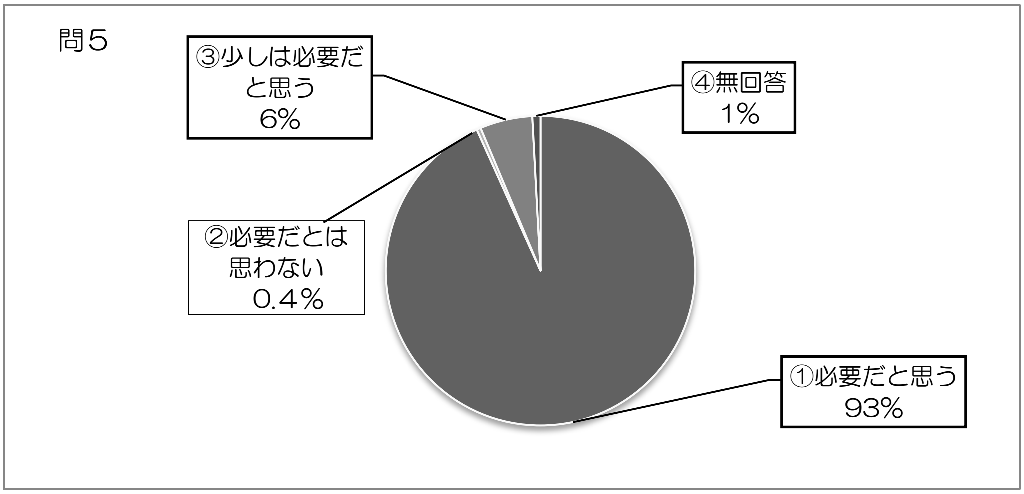

問６．保護者の方にお聞きします。あなたは本を読みますか。

	計	
①よく読む（ほぼ毎日読む）	19	8.0%
②読む（週に1日以上読む）	42	17.7%
③たまに読む（月に１日以上読む）	82	34.6%
④読まない	93	39.2%
⑤無回答	1	0.4%

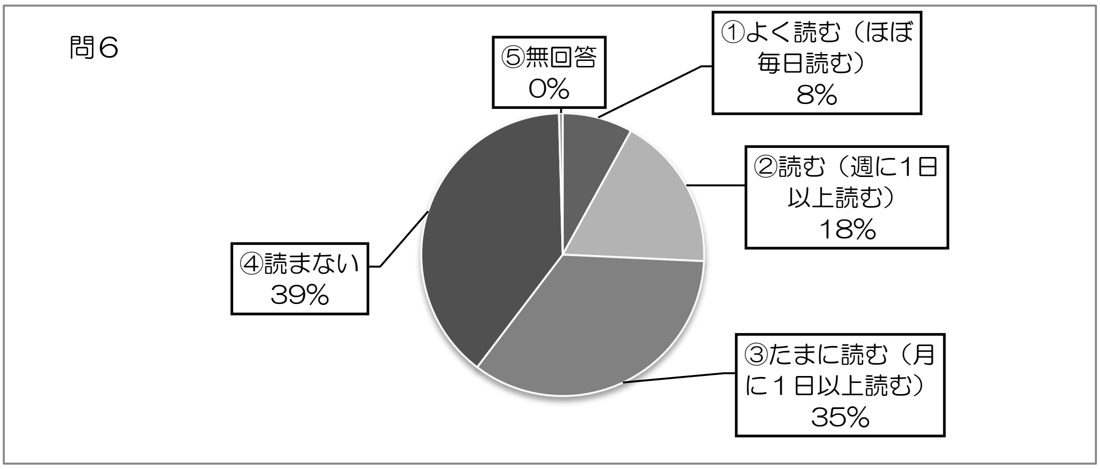

問7．あなたは市の図書館を利用したことがありますか

	計	
①利用している	66	27.8%
②ときどき利用する	83	35.0%
③利用したことがない	86	36.3%
④無回答	2	0.8%

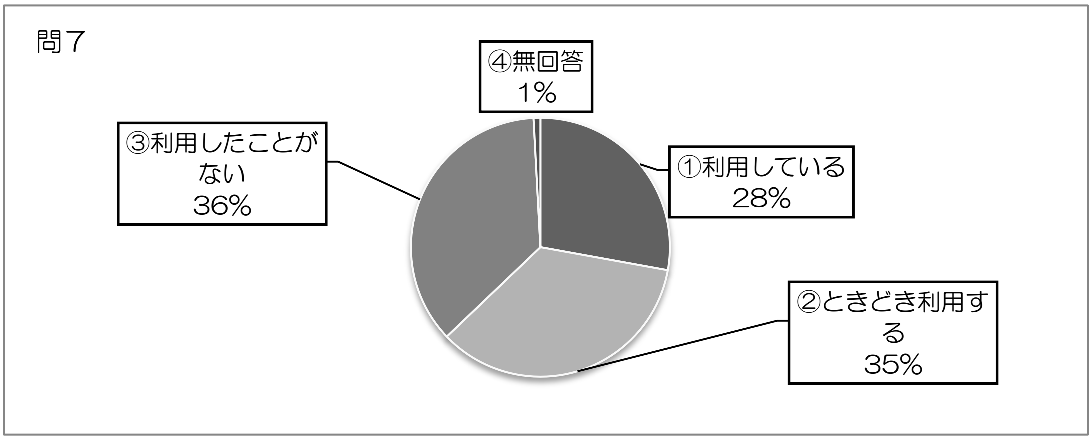

■利用しない理由

・行く用事がない、読まない
・面倒くさい
・時間がない
・本読みも大切だけど、人（友達）と接したり体を動かす事の方が大切だと思うから
・買うから
・借り方がわからない
・入りづらい
・近くにないから
・あまりよく知らない

問８．あなたが市立図書館（室）に望むことは何ですか（２つまで選択）

	計
①児童書の充実	130
②子育てに役立つ資料の充実	30
③一般的な小説の充実	16
④一般的な実用書の充実	27
⑤子どもの本の選び方の講習	25
⑥読み聞かせの講習	11
⑦読書相談	1
⑧図書館の本を通した交流の場の開設	21
⑨リクエスト本（子育て関連本や児童書）の優先購入	23
⑩魅力的な館内づくり	70
⑪その他	16

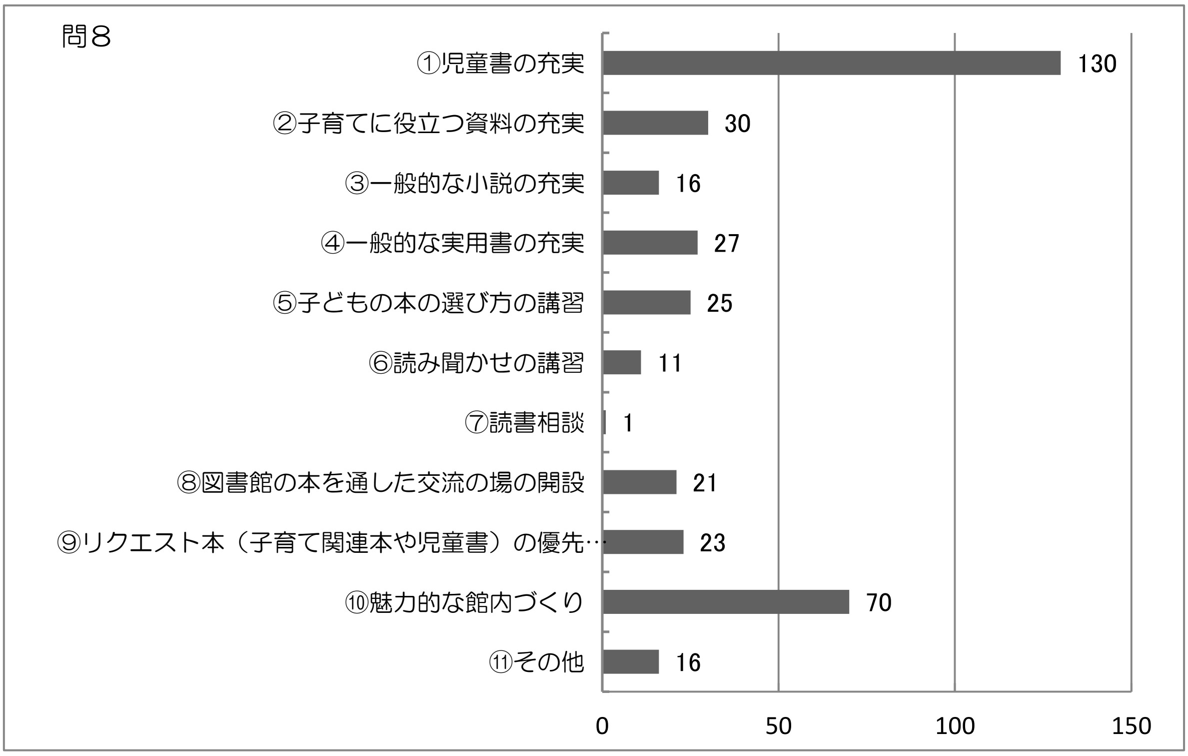

■その他の意見
・開館時間延長
・電子レンタルサービス
・月曜開館
・身近にあれば良い
・荒川図書室は、勉強している人がいると、子どもと長くいることができない
・本の回収を自宅までまわってほしい
・様々なジャンルの本の充実
・旅行の本は最新にしてほしい
・在庫数を増やしてほしい
・おすすめの本に解説などあればいい
・読みたい本を探すのが大変、探しやすい場所にあると便利
・子どもの絵本を選びやすく並べてほしい。０才向けの本など書いてわけてあるといい

問９．公民館や図書館などで「読み聞かせ」をしていることを知っていますか。

	計	
①参加したことがある	67	28.3%
②知っているが参加したことはない	142	59.9%
③知らない	27	11.4%
④無回答	1	0.4%

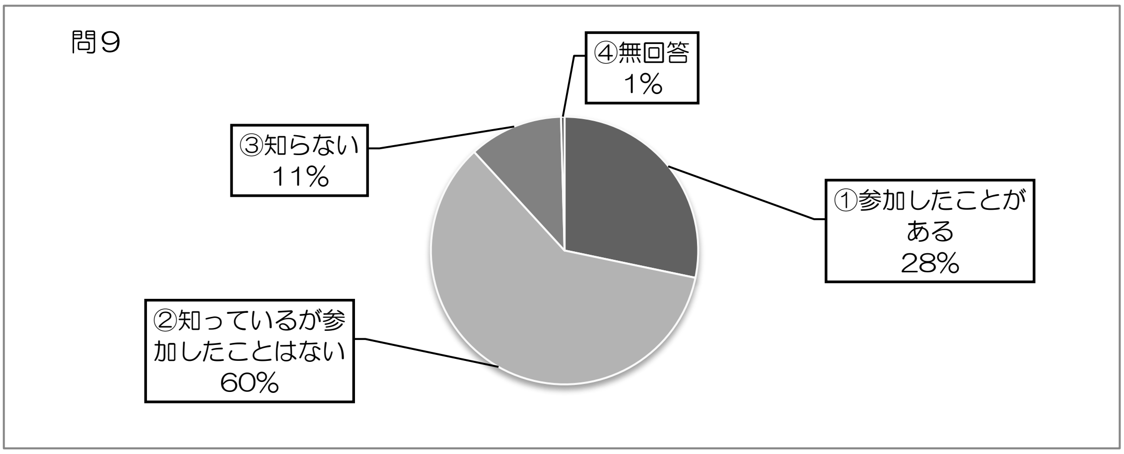

小学4年生向けアンケート　【回答集計】

■配布数：４８６枚
■回収数：４８１枚
■回収率：９９％

問１．あなたは本が好きですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①とても好き	126	34	29	47	16	252
②どちらかというと好き	89	27	22	16	13	167
③どちらでもない	20	12	10	1	3	46
④きらい	8	3	2	0	1	14
⑤無回答	2	0	0	0	0	2

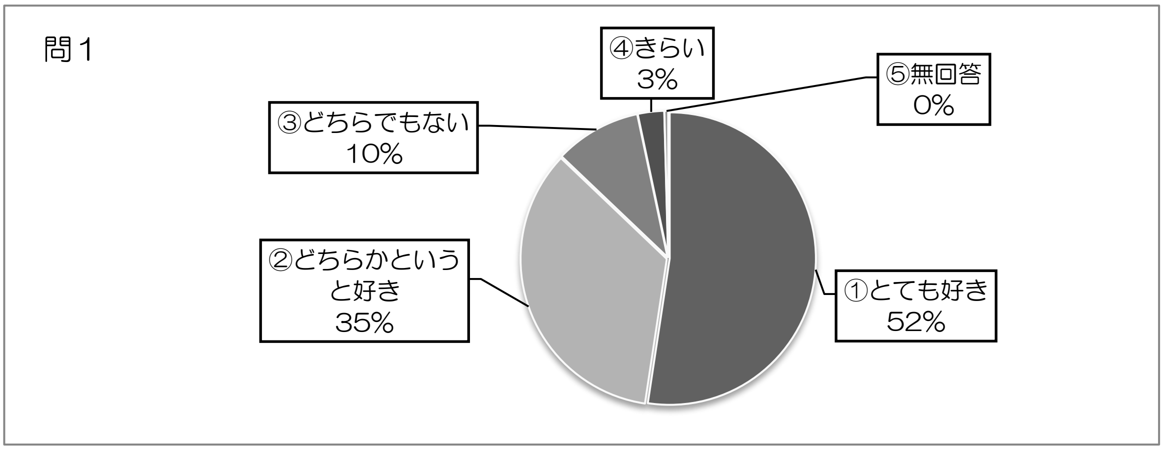

問２．どのくらい本（教科書以外）を読みますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①毎日読んでいる	104	24	23	38	10	199
②週の半分以上は読んでいる	92	28	25	21	11	177
③週の半分以下しか読まない	28	20	11	4	10	73
④ほとんど読まない	19	4	4	1	2	30
⑤無回答	2	0	0	0	0	2

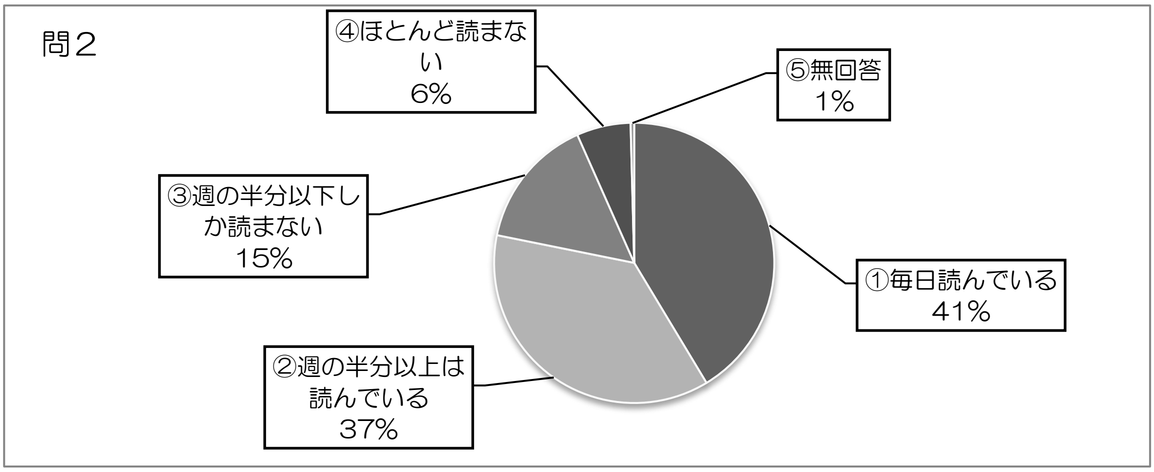

問３．本を読むことは大切なことだと思いますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①大切だと思う	195	46	54	55	28	378
②大切なことだとは思わない	6	7	0	1	0	14
③少しは大切だと思う	42	23	9	8	5	87
④無回答	2	0	0	0	0	2

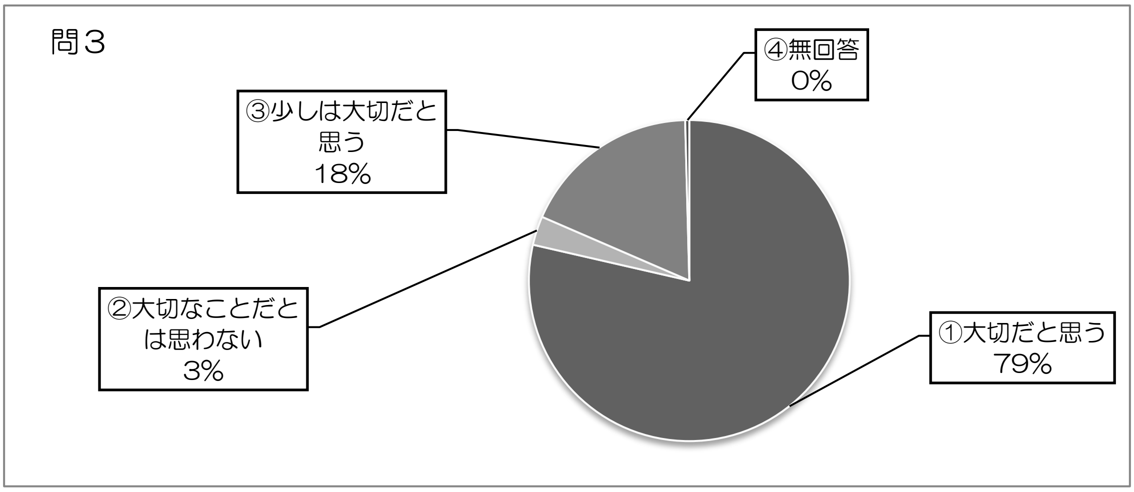

問４．おうちの人に本を買ってもらったりすることはありますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①買ってもらわない	44	8	5	7	2	66
②たまに買ってもらう	156	53	52	36	24	321
③よく買ってもらう	43	15	6	21	7	92
④無回答	2	0	0	0	0	2

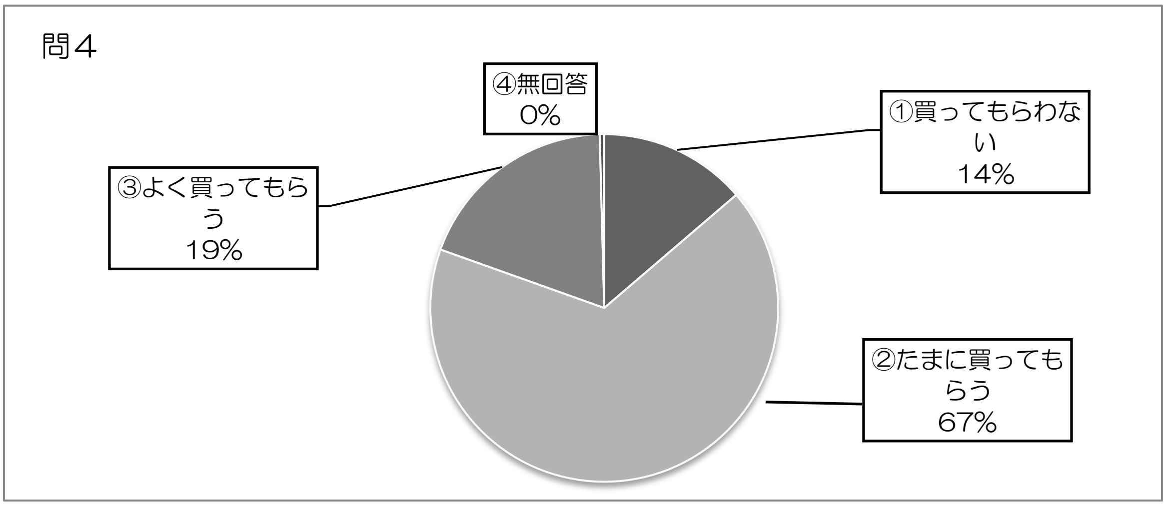

問５．学校図書館から本を借りるときこまっていることは何ですか。

（あてはまるもの全部に〇）

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①読みたい本がない	96	35	32	25	13	201
②本がやぶれていたり、ページがなかったりする	145	53	37	31	17	283
③新しい本が少ない	67	19	28	9	11	134
④読みたい本がどこにあるのかわからない	105	24	29	18	12	188
⑤本が古くてきたない	35	13	5	6	1	60
⑥学校図書館に先生がいない	22	5	5	2	3	37
⑦学校図書館が使える時間が短い	14	8	8	4	2	36
⑧こまっていることはない	31	12	9	17	4	73

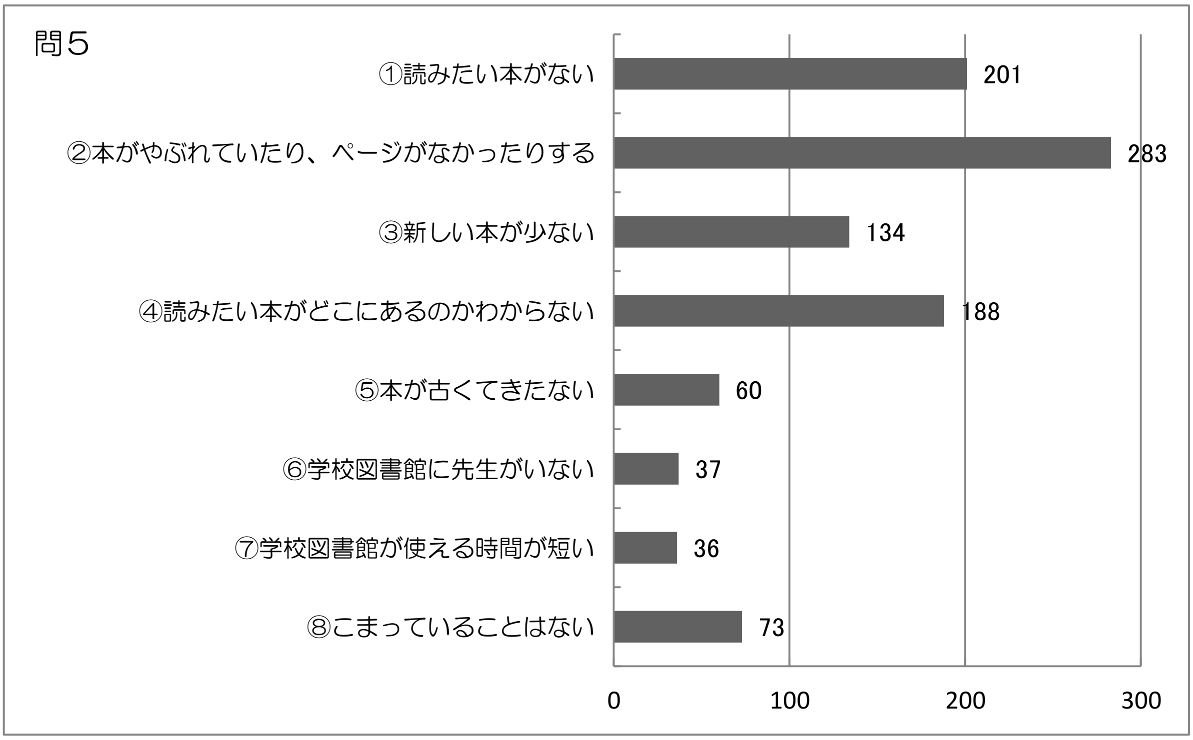

問６．あなたは市の図書館、図書室を利用したことがありますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	87	11	17	22	8	145
②ときどき利用する	117	41	29	37	16	240
③利用したことがない	39	24	17	5	9	94
④無回答	2	0	0	0	0	2

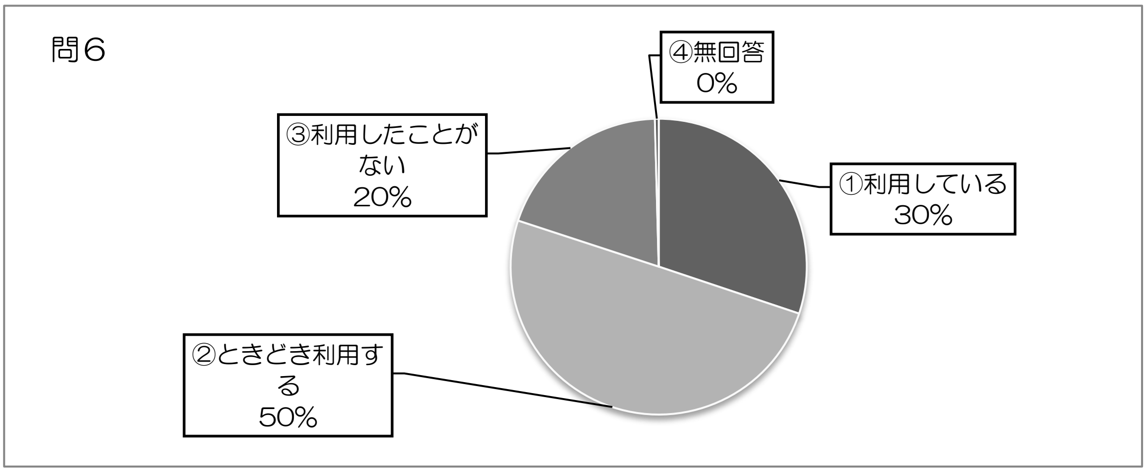

問７．問６で③利用したことがないにマルをつけた人だけ書いてください。
市の図書館、図書室を利用したことがない理由はなんですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①家から遠いから	5	4	3	0	4	16
②本が好きじゃないから	1	1	0	0	0	2
③図書館の場所が分からないから	9	8	6	0	2	25
④図書館カードを持っていないから	8	1	4	0	1	14
⑤図書館に連れて行ってくれる人がいないから	13	9	4	5	2	33
⑥無回答	3	1	0	0	0	4

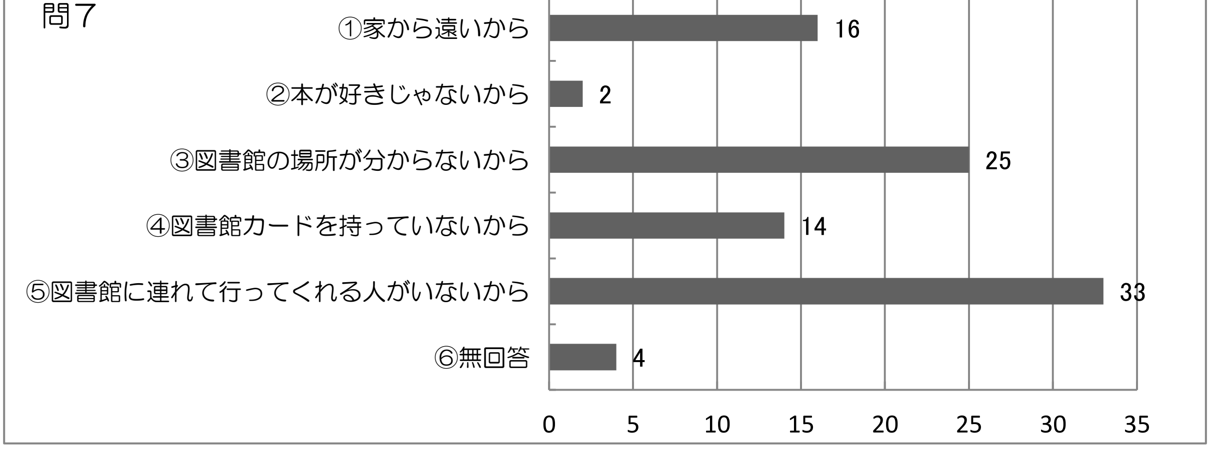

問８．図書館などで「よみきかせ」をしていることを知っていますか

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①よみきかせを見に行ったことがある	68	24	15	20	7	134
②知っているけれど見に行ったことはない	105	38	23	29	13	208
③よみきかせをしていることを知らない	69	14	25	15	13	136
④無回答	3	0	0	0	0	3

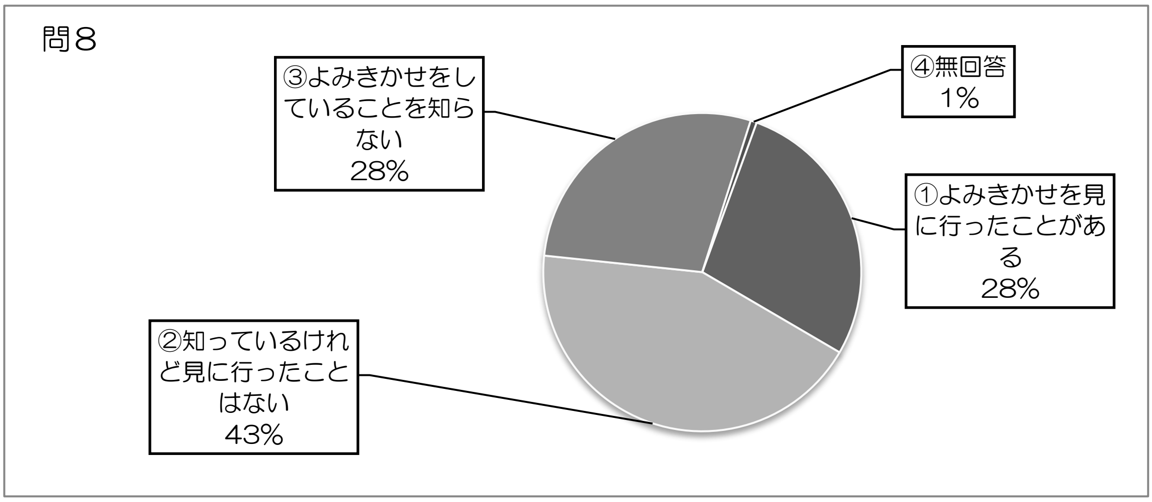

問９．移動図書館車が、土曜と日曜にまちのなかをまわって本を貸していることを知っていますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①移動図書館車から本を借(か)りたことがある	31	13	20	27	18	109
②移動図書館車は知っているが借りたことはない	138	34	29	27	15	243
③移動図書館車があることを知らない	71	29	14	10	0	124
④無回答	5	0	0	0	0	5

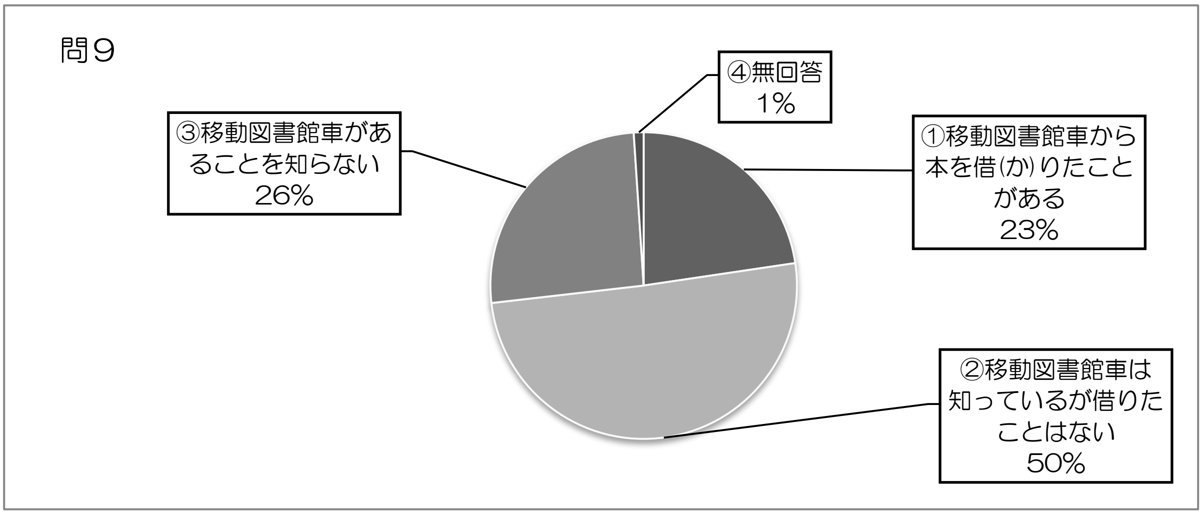

中学2年生アンケート　【回答集計】

■配布数：５５７枚
■回収数：５２０枚
■回収率：９３％

問１．あなたは本が好きですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①とても好き	77	41	32	20	23	193
②どちらかというと好き	93	35	35	28	8	199
③どちらでもない	41	12	18	27	8	106
④きらい	13	1	3	3	1	21
⑤無回答	0	1	0	0	0	1

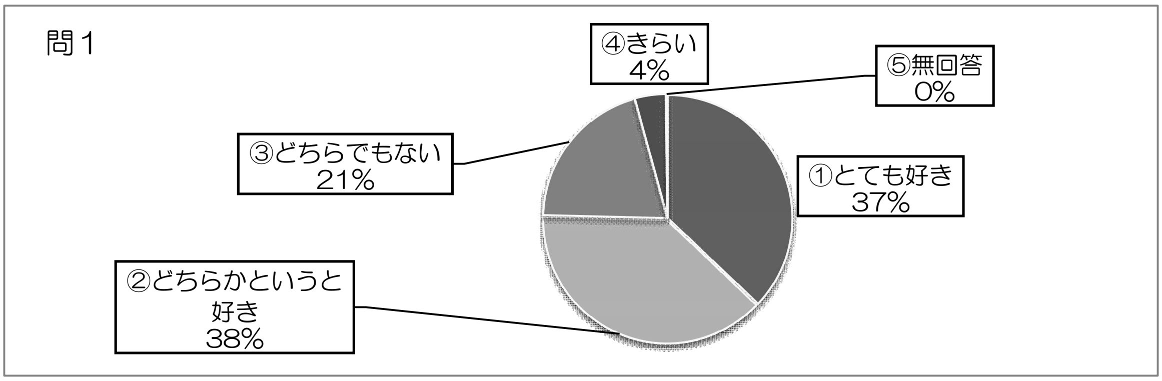

問２．どのくらい本（教科書以外）を読みますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①ほぼ毎日	87	34	31	23	30	205
②週の半分以上	55	29	18	13	5	120
③週の半分以下	39	15	20	31	4	109
④月１、２回程度	20	3	12	5	0	40
⑤ほとんど読まない	23	7	7	6	1	44
⑥無回答	0	2	0	0	0	2

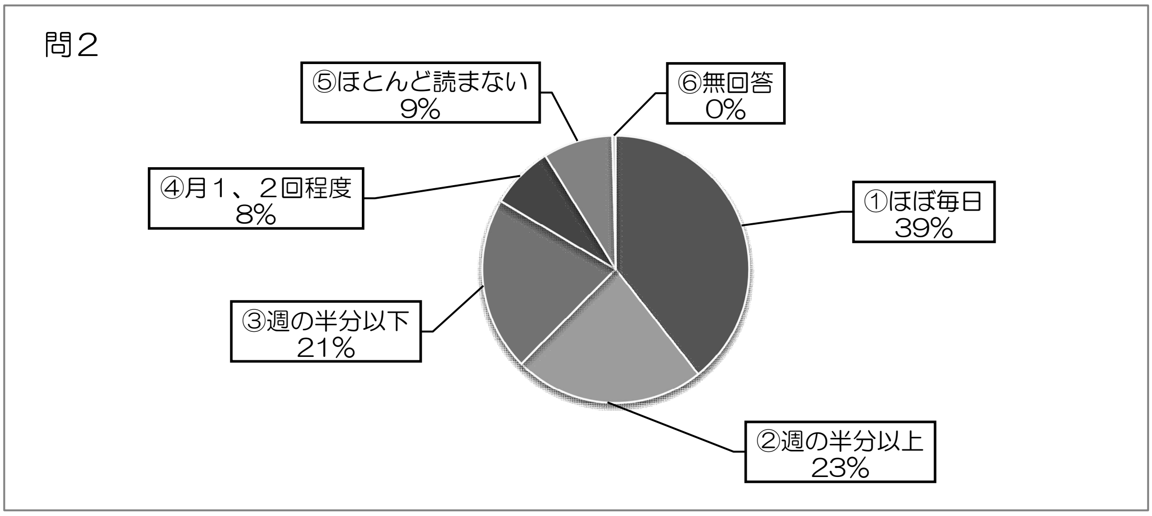

問３．問２で答えた本の主な種類は何ですか

＜＊回答数１の想定のところ、複数回答が多かったためすべて有効とした＞

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①小説（物語）	142	62	52	46	30	332
②小説以外	22	7	4	8	0	41
③コミック（マンガ）	117	47	35	46	16	261
④雑誌	47	11	9	21	3	91
⑤その他	0	0	0	0	0	0
⑥無回答	2	5	0	0	0	7

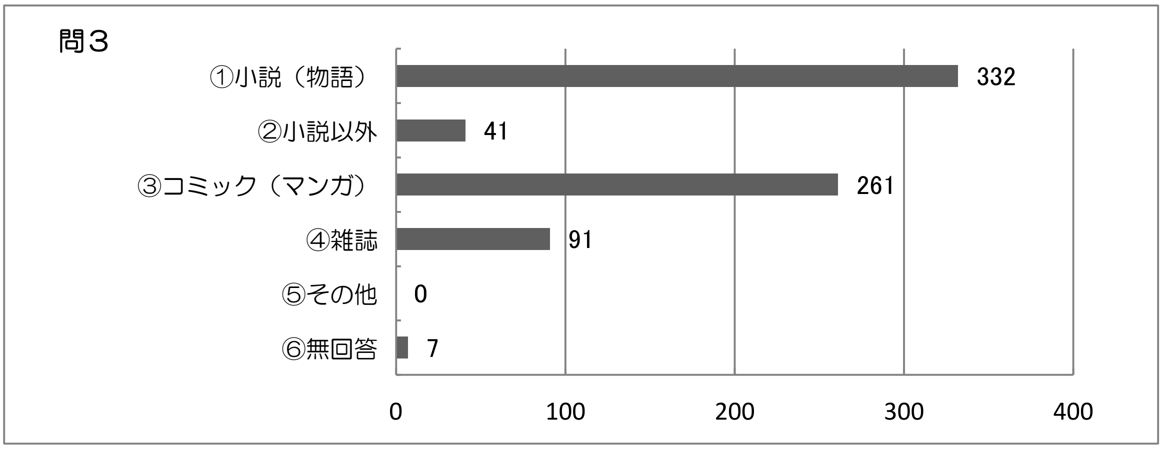

問４．あなたは人生に読書は必要だと思いますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①思う	116	45	44	31	25	261
②思わない	18	5	4	10	2	39
③少しは必要だと思う	87	39	40	37	13	216
④無回答	3	1	0	0	0	4

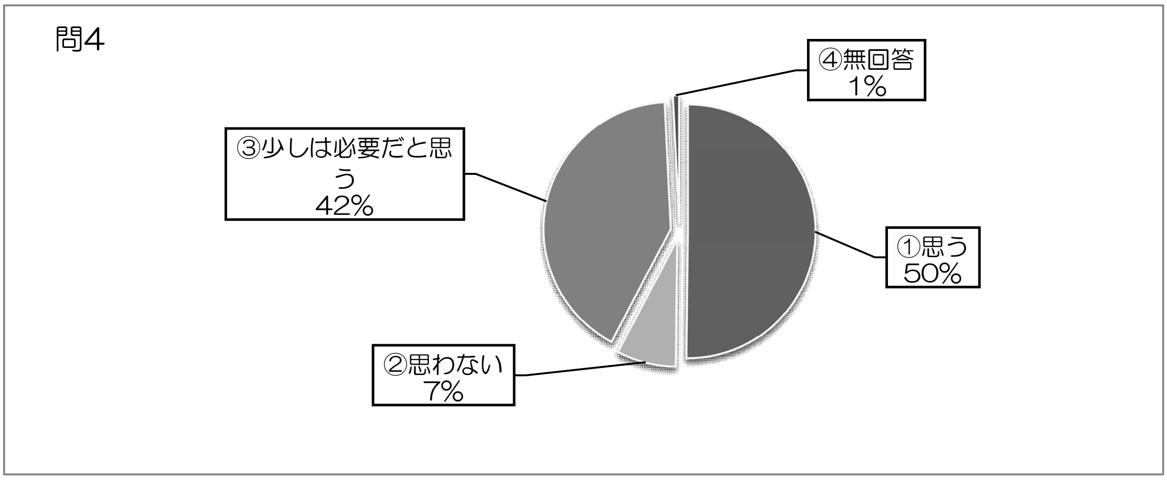

問５．あなたは読む本はどうやって選んでいますか

＜＊回答数１の想定のところ、複数回答が多かったためすべて有効とした＞

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①自分で	205	78	79	68	35	465
②親のすすめ	11	4	6	4	1	26
③友達のすすめ	35	13	7	13	3	71
④各種メディアで話題になっているもの	25	10	5	7	3	50
⑤中央図書館発行の「ティーンズプレス」等のブックリストから	3	0	0	1	0	4
⑥図書館内および書店でおすすめ本のポップを見て	14	5	4	4	1	28
⑦無回答	5	1	0	1	1	8

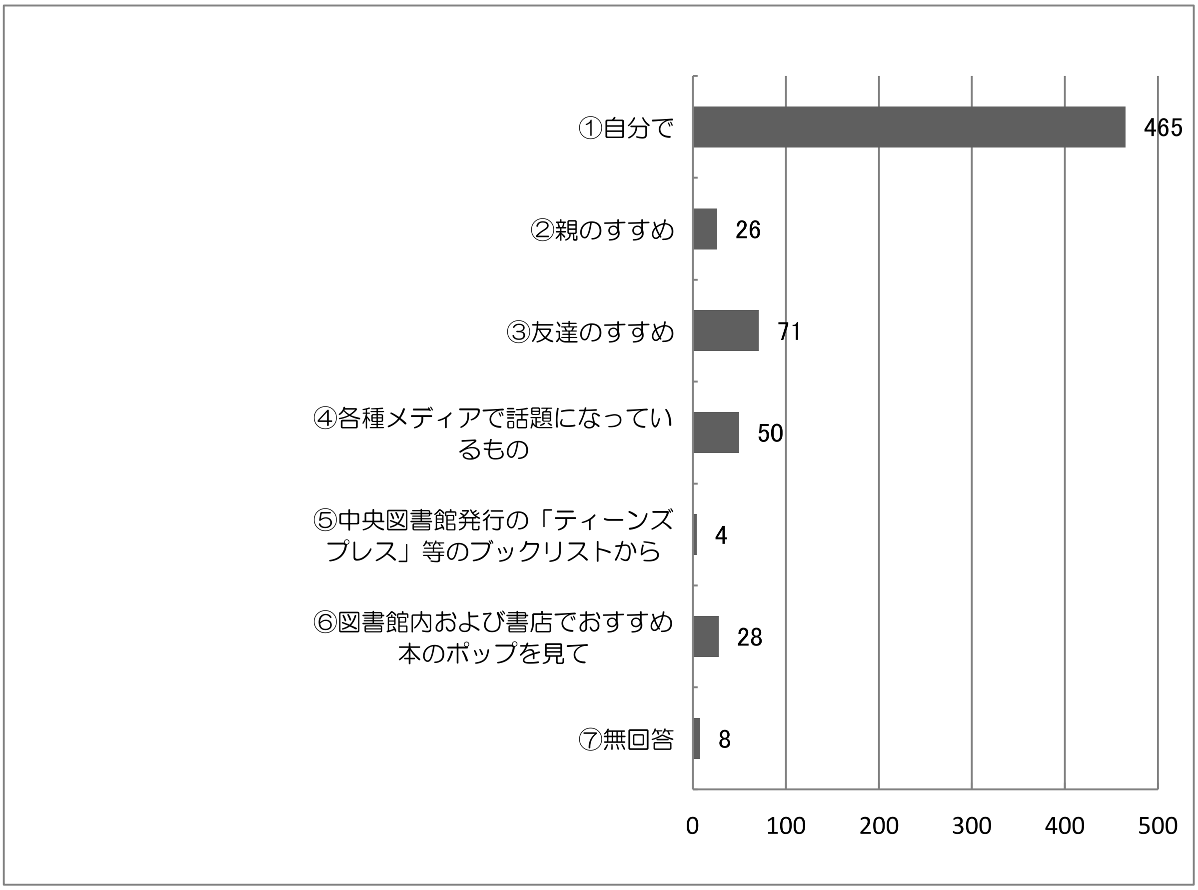

問６．読みたい本はどうやって手に入れますか。

＜＊回答数１の想定のところ、複数回答が多かったためすべて有効とした＞

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①市立図書館で借りる	16	6	3	6	0	31
②学校図書館で借りる	24	3	16	3	4	50
③友達から借りる	36	15	15	21	3	90
④買う	198	84	41	62	35	420
⑤読まない	12	1	2	4	0	19
⑥その他	6	1	1	3	1	12
⑦無回答	2	1	0	1	0	4

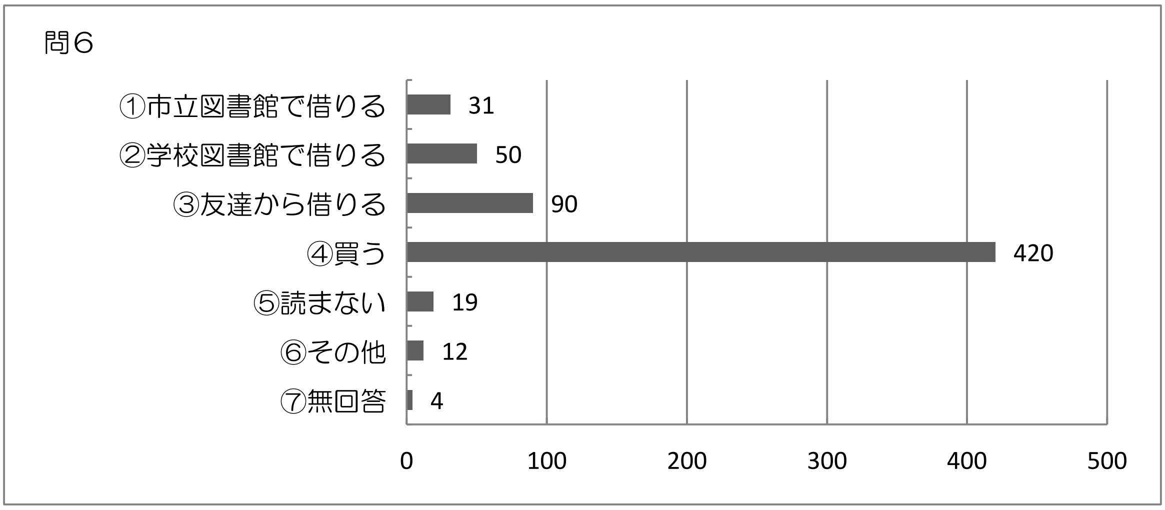

■「その他」の内容

- レンタル
- 家族から借りる
- インターネットで読む
- ケータイアプリで読む
- 立ち読み
- 教室の本を読む

問７．あなたは市の図書館（室）を利用したことがありますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	27	9	9	9	5	59
②ときどき利用する	140	43	47	50	14	294
③利用したことがない	55	38	32	18	20	163
④その他	0	0	0	1	0	1
⑤無回答	2	0	0	0	1	3

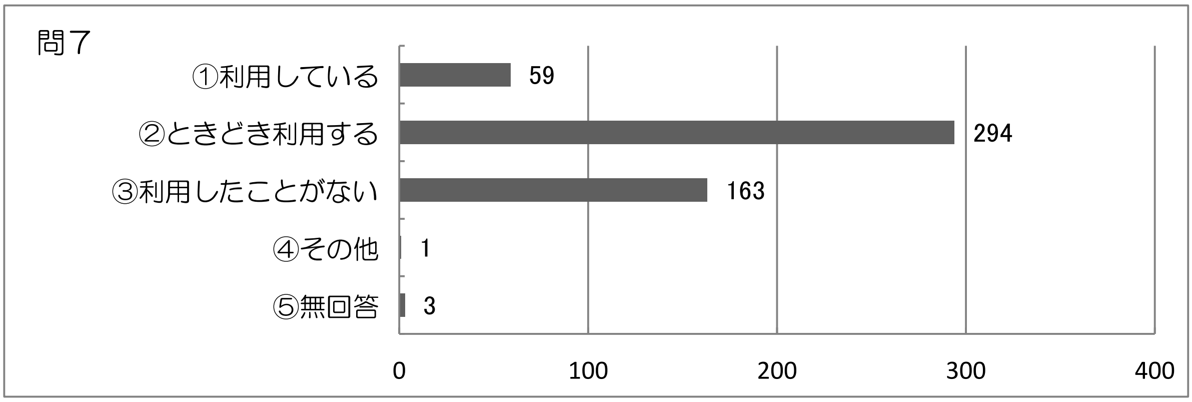

■利用しない理由

・読みたい本がない
・遠い
・面倒だから（行くこと、借りること、返すこと）
・時間がない
・図書館を知らない、借り方を知らない
・買うから
・交通手段がない、送り迎えが大変
・興味がない
・学校で借りる

問８．あなたが市立図書館（室）に望むことは何ですか

＜＊回答数２の想定のところ、複数回答が多かったためすべて有効とした＞

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①１０代向けの小説の充実	98	48	46	43	20	255
②部活動に役立つ資料の充実	50	22	21	17	11	121
③勉強に役立つ資料の充実	45	5	14	18	7	89
④心の悩みを解決する資料の充実	10	6	6	4	3	29
⑤読書相談	2	1	0	1	0	4
⑥図書館の本を通した新しい友達との交流の場の開設	8	5	2	7	3	25
⑦１０代からのリクエスト本の優先購入	36	21	30	13	13	113
⑧魅力的な館内づくり	41	19	11	9	9	89
⑨その他	20	4	2	4	0	30
⑩無回答	27	1	0	2	0	30

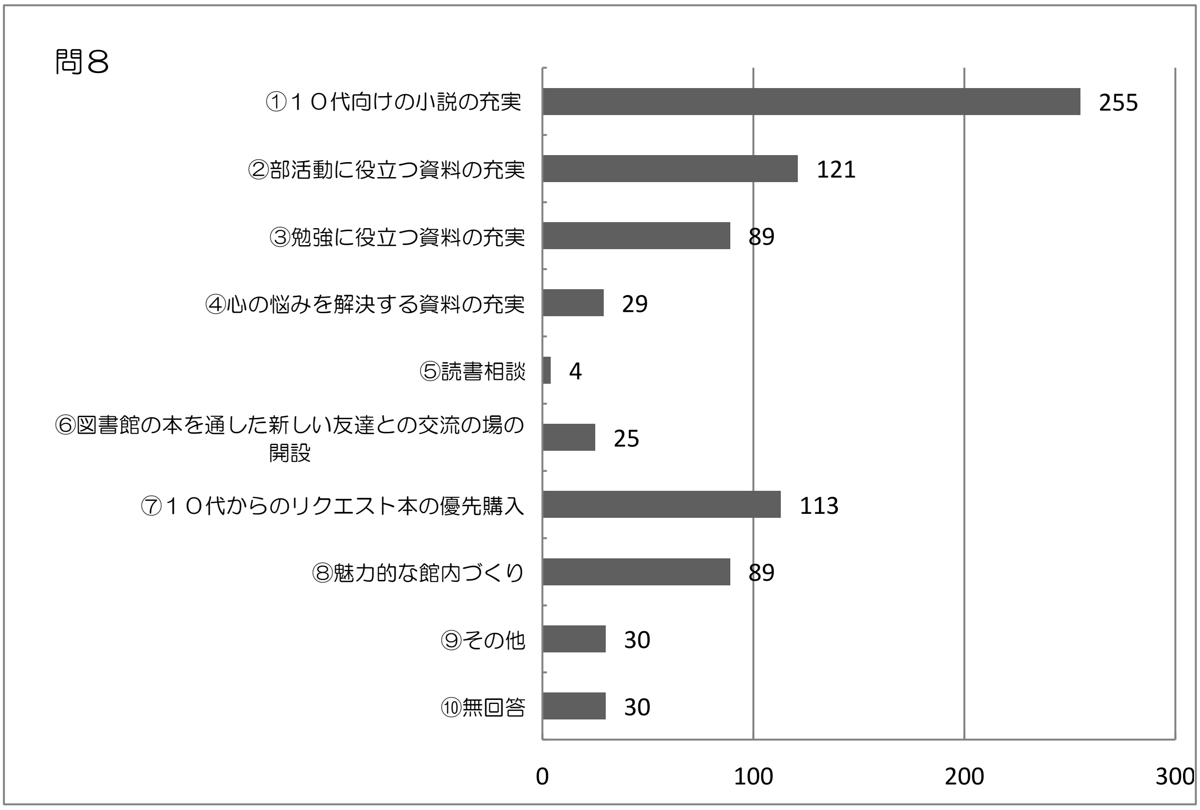

■その他の内容

・本を増やしてほしい

（将来の仕事についての本、マンガ、ジャニーズもの、ボカロ系、吹奏楽の本、
心理テストの本、雑誌）

・静かさ

・イベント

問９．あなたは学校の図書館を利用したことがありますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	13	11	29	7	6	66
②ときどき利用する	138	58	47	54	31	328
③利用したことがない	69	19	12	17	3	120
④無回答	4	2	0	0	0	6

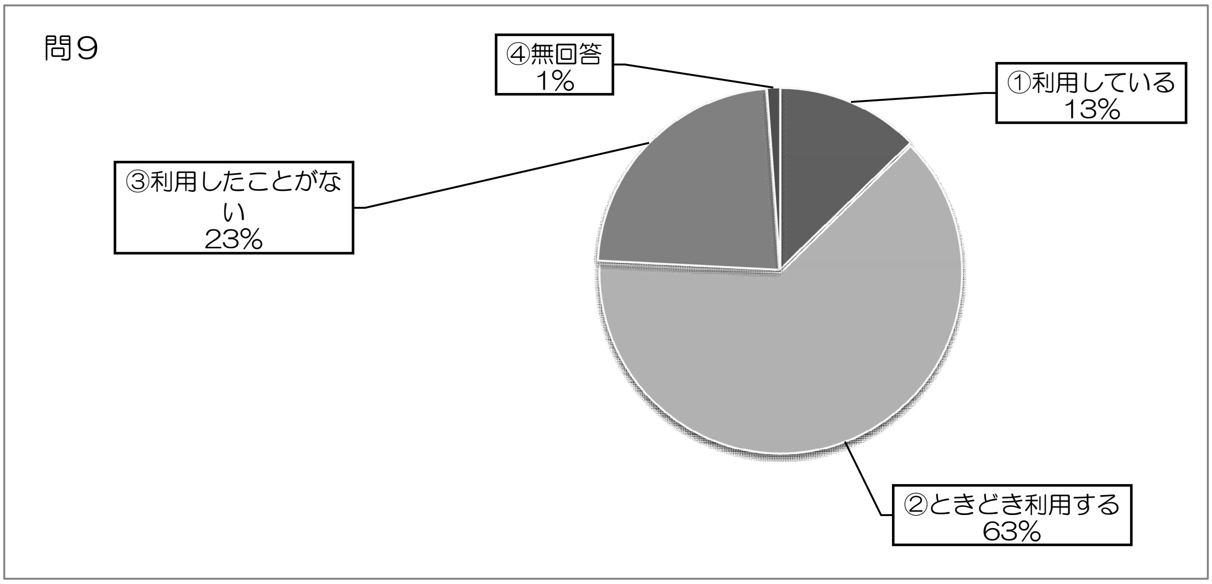

■利用しない理由

- 興味がない
- 読みたい本がない
- 本が古い
- 時間がない
- 面倒くさい
- 他人の触れた本を読むのがいや
- 借りるときに人に会うのがいや
- 学校では運動や遊んでいる方がいい
- 借りたり返したりするのが大変
- 自分の本を読む
- 行きにくい
- 遠い
- 開いているのかどうかわからない
- 利用の仕方がわからない

問１０．あなたが学校図書館に望むことは何ですか。

＜＊回答数２の想定のところ、複数回答が多かったためすべて有効とした＞

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①図書資料の充実	87	41	43	34	19	224
②読書相談	5	2	5	2	1	15
③利用時間の拡大	28	13	24	5	7	77
④資料検索の電算化	64	31	26	23	16	160
⑤図書資料の整理	29	22	8	18	6	83
⑥魅力的な館内づくり	63	24	13	19	9	128
⑦その他	12	10	9	8	1	40
⑧無回答	35	2	0	3	1	41

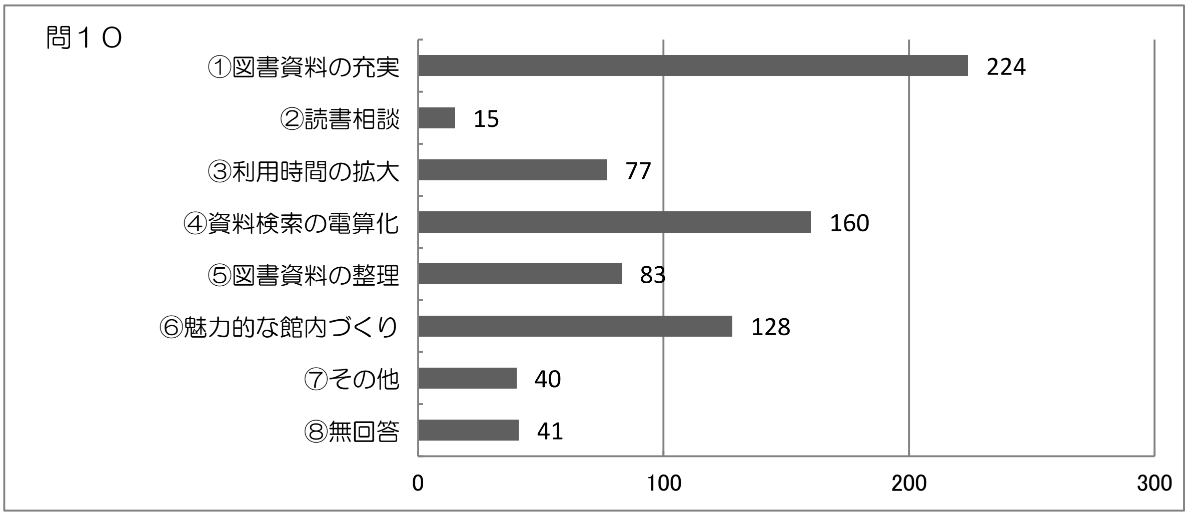

■その他の内容

・生徒の好きな本を買う
・静かさ
・新しい本を増やす
　（マンガ、アニメ小説、昔話、10代向け小説、ジャニーズもの、童話、ディズニー、人気小説）
・「本アンケート」ででた本をちゃんと取り寄せてほしい
・借りられる冊数を増やしてほしい
・リクエスト本の優先購入
・もっと場所を近くにしてほしい
・あいうえお順に本を並べてほしい

子どもの読書活動の推進に関する法律　（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策

についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

○　衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果

的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

村上市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属等
委　員	小川　誠	学校教育課　指導主事
委　員	吉田　悦子	福祉課　子育て支援室　係長
委　員	岸　　宗光	生涯学習課（中央公民館）　主査
委　員	大倉　佳代	生涯学習課（中央図書館）　係長
委　員	石田　百合子	生涯学習課（中央図書館）　主査

村上市子ども読書活動推進計画

（平成２８～３２年度）

平成 28 年３月発行

編集・発行　村上市教育委員会

（村上市立中央図書館）

〒９５８－０８５４　村上市田端町４番２５号

電　話　０２５４－５３－７５１１

ＦＡＸ　０２５４－５２－４１３３

Ｅメール　tosho@city.murakami.lg.jp